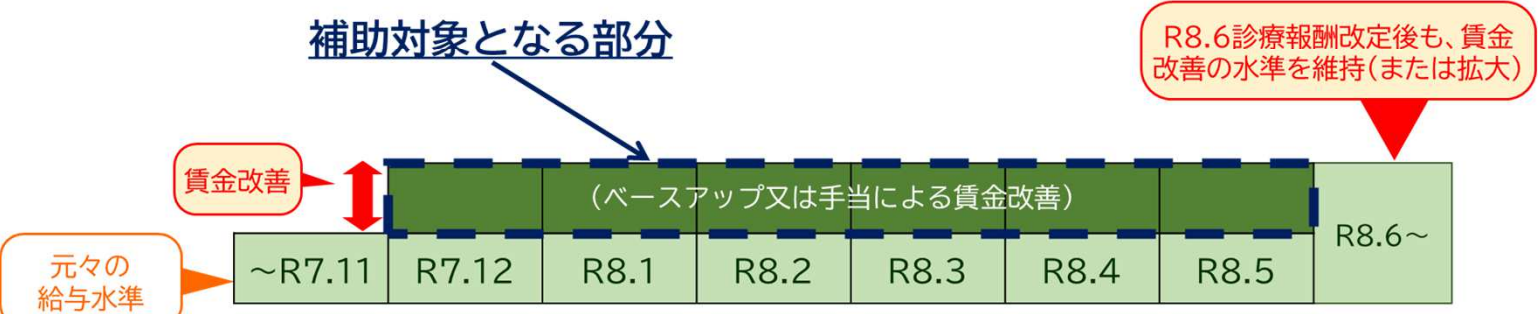


診療所等賃上げ補助金における賃金改善の方法

パターン①

令和7年12月から令和8年5月までベースアップをした場合、ベースアップ分を補助

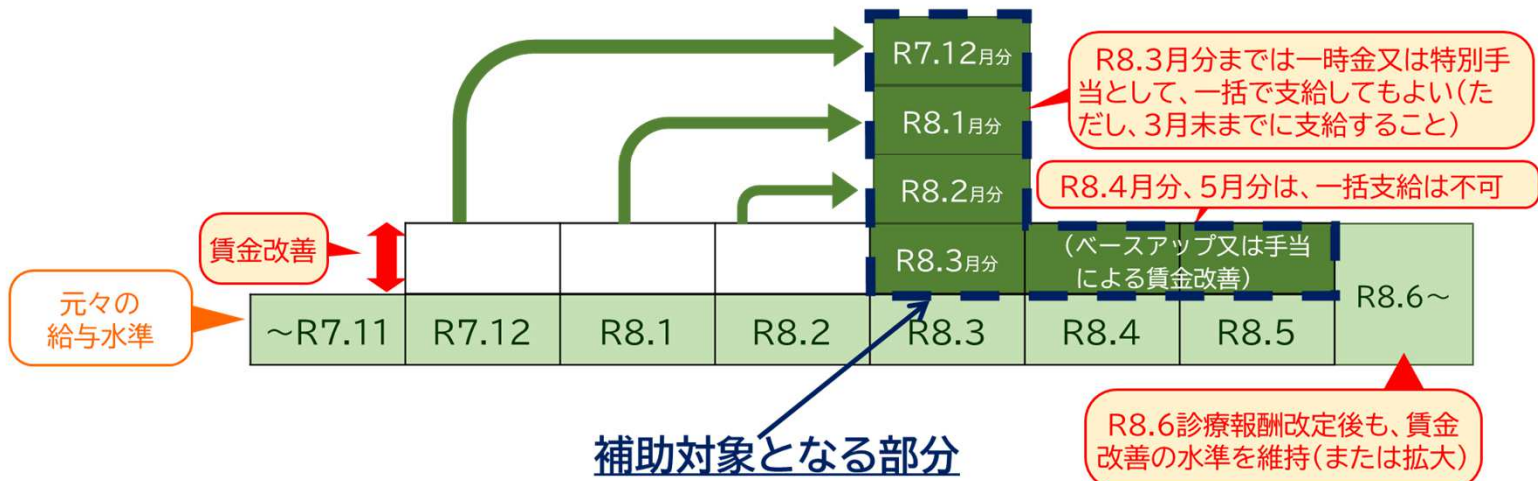
※6か月分の賃金改善が必要です。一部の期間（例：令和8年3～5月）のみ実施した場合は補助対象外です。



パターン②

令和8年3月までに令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を支給し、4、5月をベースアップした場合、一時金又は特別手当及びベースアップ分を補助

※6か月分の賃金改善が必要です。一部の期間（例：令和8年3～5月）のみ実施した場合は補助対象外です。



パターン③

令和7年4月1日～11月末のどこかの時点で、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、2%を超えたベースアップ又は手当による賃金改善を実施している場合、令和7年12月から令和8年5月までの間の2%を超えた部分を補助

※6か月分の賃金改善が必要です。一部の期間（例：令和8年3～5月）のみ実施した場合は補助対象外です。

